



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年6月12日火曜日 第2983号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	（経営支援課）... 476
解除予定保安林にする旨の通知.....	（森林整備課）... 477
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	（水産課）... 477
公聴会の開催.....	（都市計画課）... 477
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	（ " ）... 478
土地改良区の定款変更の認可.....	（東予地方局農村整備課）... 478
道路の供用開始（県道大平砥部線）.....	（中予地方局管理課）... 478
道路の供用開始（一般国道494号）.....	（中予地方局久万高原土木事務所）... 478
土地改良区役員の就退任の届出.....	（南予地方局農村整備課）... 478
道路の供用開始（県道宿毛城辺線）.....	（南予地方局愛南土木事務所）... 479
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	（南予地方局西予土木事務所）... 479
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 479

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	（畜産課）... 479
---------------------------	--------------

公 告

争議行為の通知の公表.....	（労政雇用課）... 481
-----------------	----------------

監 査 公 表

住民監査請求に係る監査結果の公表（2件）.....	（監査事務局）... 481
---------------------------	----------------

雑 報

公示送達（2件）.....	（収用委員会事務局）... 488
---------------	-------------------

告 示

○愛媛県告示第608号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
DCMダイキ大洲店	大洲市東大洲1220番6	大規模小売店舗において小売業を行う者	DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之	DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1 代表取締役 大村 禎史	平成30年12月1日	平成30年5月31日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜

支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第609号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成30年6月12日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
DCMダイキ大洲店	大洲市東大洲1220番6	駐輪場の位置	2箇所	2箇所	平成30年12月1日	平成30年5月31日
		荷さばき施設の位置及び面積	2箇所 211.88平方メートル	2箇所 273.88平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	2箇所 60立方メートル	2箇所 59立方メートル		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所	3箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第610号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市野村町旭565の2、566の2、569の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成30年6月12日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成30年6月12日から25日まで

○愛媛県告示第612号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成30年6月12日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第611号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項

- 1 日時 平成30年 6月27日（水）19時から
- 2 場所 四国中央市防災センター 5階 会議室501
- 3 公聴会の案件及びその概要
 - (1) 案件
四国中央都市計画道路の変更案について
 - (2) 案件の概要
四国中央都市計画道路中 3・5・6中曽根下柏線を変更する。
- 4 公述の申出等
 - (1) 公述の申出
公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域
域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨
及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出する
こと。
 - (2) 申出の期限
平成30年 6月22日（水）まで
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の
開催を中止する。
 - (3) 問合せ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2
 愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ
 （電話089 - 912 - 2738）

○愛媛県告示第613号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用
 する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画特別用途
 地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の
 縦覧に供する。

平成30年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
 新居浜市松神子土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 6月12日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

○愛媛県告示第615号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町大南694番地先から 同町大南471番 3 まで	平成30年 6月12日

○愛媛県告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1535番 2 から 同町笠方1536番 2 まで	平成30年 6月12日

○愛媛県告示第617号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、
 八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し
 た旨の届出があった。

平成30年 6月12日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 幸 人	八幡浜市穴井 1 番耕地 9 番地

〃	竹 内 善 一	八幡浜市穴井 3 番耕地545番地
〃	大 野 靖比公	八幡浜市真網代丙670番地
〃	嶋 津 多三市	八幡浜市真網代丙360番地 7
〃	大 本 定 一	八幡浜市穴井 3 番耕地605番地
〃	阿 部 徳 司	八幡浜市真網代丙776番地 2
〃	矢 野 哲 哉	八幡浜市真網代丙427番地 1
〃	大 下 雅 男	八幡浜市真網代丙648番地
〃	松 良 文 人	八幡浜市真網代丙224番地
〃	佐々木 正 高	八幡浜市真網代丙243番地 2
〃	井 上 佐喜男	八幡浜市穴井 1 番耕地35番地
〃	平 美 久 志	八幡浜市穴井 3 番耕地514番地

監 事	矢 野 哲	八幡浜市真網代丙247番地 7
"	藤 原 福 久	八幡浜市真網代丙684番地
"	須 賀 成 人	八幡浜市穴井 3 番耕地215番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	矢 野 哲	八幡浜市真網代丙247番地 7
"	山 内 幸 人	八幡浜市穴井 1 番耕地 9 番地
"	阿 部 稔	八幡浜市真網代丙777番地
"	竹 内 善 一	八幡浜市穴井 3 番耕地545番地

"	大 野 靖比公	八幡浜市真網代丙670番地
"	嶋 津 多三市	八幡浜市真網代丙360番地 7
"	井 上 金 市	八幡浜市穴井 3 番耕地602番地
"	大 本 定 一	八幡浜市穴井 3 番耕地605番地
"	阿 部 徳 司	八幡浜市真網代丙776番地 2
"	矢 野 哲 哉	八幡浜市真網代丙427番地 1
"	井 上 平	八幡浜市穴井 3 番耕地662番地 1
"	井 上 佐喜男	八幡浜市穴井 1 番耕地35番地
監 事	阿 部 柳 次	八幡浜市真網代丙 1 番地
"	城 戸 義 正	八幡浜市真網代丙414番地
"	藤 原 福 久	八幡浜市真網代丙684番地

○愛媛県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本740番 1 から 同町脇本453番 1 地先まで	平成30年 6月12日

○愛媛県告示第619号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川137番地先から 同町惣川139番地先まで	旧	メートル 5 5 ~ 15 4	キロメートル 0 .048	
		西予市野村町惣川137番から 同町惣川139番まで	新	15 5 ~ 25 3	0 .053	

○愛媛県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川137番から 同町惣川139番まで	平成30年 6月12日

訓 令

○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第8（第4条関係）						別表第8（第4条関係）							
知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者						知 事	専決者		
	部 長	局 長		課 長	主 幹		部 長	局 長	課 長		主 幹		
畜 産 課	1～7 省略						1～7 省略						
	8 畜産経営の安定に関する法律の施行に関する事務	1 加工原料乳の数量に関すること。 <u>(1) 認定（第14条第1項、第2項）</u> <u>(2) 算出（畜産経営の安定に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第9条第2項、第3項、第10条）</u>					8 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の施行に関する事務	1 生乳生産者団体の指定及び指定の解除（第6条、第10条） 2 生乳生産者団体の指定の公示（第8条）					
		2 第1号対象事業者に関すること。 <u>(1) 指定及び指定の解除（第17条第1項、第18条第1項、第20条）</u> <u>(2) 農林水産大臣への意見の具申（第17条第1項第3号）</u> <u>(3) 業務規程の変更の届出の受理（第19条第2項）</u>											
		3 報告の徴収及び立入検査（第36条第2項、政令第20条第5項）											
							9 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第11条の規定による加工原料乳数量の認定に関する事務	1 加工原料乳数量の認定（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第5条）					
							10 省略						
							11 省略						
							12 省略						
		9 省略											
		10 省略											
	11 省略												
	12 省略												

12	省略						
13	省略						
14	省略						
15	省略						
16	省略						
17	省略						
18	省略						
19	省略						
20	省略						
21	省略						
22	省略						
23	省略						
24	省略						
25	省略						

13	省略						
14	省略						
15	省略						
16	省略						
17	省略						
18	省略						
19	省略						
20	省略						
21	省略						
22	省略						
23	省略						
24	省略						
25	省略						
26	省略						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成30年 6月 1日あったので公表する。

平成30年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成30年度夏季一時金に関する事項

- 2 日時 平成30年 6月13日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢 1 - 10 - 38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

監 査 公 表

○公表第 6 号

平成30年 4月 9日付けで渡部純から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成30年 6月12日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
 同 大 西 渡
 同 梶 谷 大 治

決 定 書

請求人 今治市 渡 部 純 様

平成30年 4月 9日付けで提出された「愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課に関する措置請求」について、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

第 1 請 求 の 内 容

請求人から平成30年 4月 9日付けで提出された愛媛県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は次のとおりである。

- 1 愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課（以下「港湾海岸課」という。）は、愛媛県今治市菊間町浜1454番 1（以下「浜1454番 1の土地」という。）及び同番 2（以下「浜1454番 2の土地」という。）の土地（以下総称して「対象地」という。）に関し、海面が埋め立てられ、現在も私人による占有が続いているにもかかわらず、当該埋立てを行った者や占有する者に対する海岸の占用料の請求を怠っている。
- 2 前記 1 に対して、港湾海岸課は、海岸法施行令（昭和31年政令第332号）第 2 条第12号に規定する「載荷重が 1㎡につき10トン以内

の盛土は許可不要」との基準への該当性を証明することなく、対象地における行為に対する許可が不要であると結論している。また、港湾海岸課は、無許可での海面の埋立が違法であることは認めていながら、埋立行為から長期間が経過しており調査が困難であることや、対象地が海岸保全施設への悪影響を理由とする規制にはなじまないことを理由に、これ以上の調査は行わないとしている。

3 公共の財産である海を占用するなどの行為を許可制とし、これらの許可により特別な利益を受ける者に対し、占用料など一定の料金の納付を求めることとなっているにもかかわらず、前記2の結果、海岸の占用料の徴収が行われない事態が長年続いており、このことは法の下での平等の原則に反し、かつ、愛媛県にも損害を与えるものである。

4 このため、愛媛県知事（以下「知事」という。）に対し、対象地における海岸の占用料の徴収を怠る事実を解消するため、必要な措置を講ずるよう求める。

なお、措置請求書中、愛媛県海を管理する条例（平成7年愛媛県条例第51号）に関する引用箇所があるが、後記第2「1 証拠の提出及び陳述」の際、請求人から、本件請求は同条例に関するものではなく、海岸法（昭和31年法律第101号）に関する請求である旨の陳述があった。

第2 監査の実施

本件請求は、平成30年4月10日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に定める要件を具備していると認め、同月18日にこれを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成30年5月2日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査実施日

平成30年5月18日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料の確認を行った。

3 監査対象機関

港湾海岸課及び愛媛県東予地方局今治土木事務所（以下「今治土木事務所」という。）を対象に実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係

監査対象機関に対する監査及び現地調査の結果、次の事実を確認した。

なお、事実の確認に当たっては、請求人から本件請求と同日付けで提出された「愛媛県東予地方局健康福祉環境部に関する措置請求」（以下「健康福祉環境部に関する措置請求」という。）の内容とこれに関する意見陳述、事実関係等も総合的に考慮した。

(1) 海岸占用料等の概要について

請求人が主張する「海岸の占用料」とは、海岸法第11条（同法第37条の8において準用する場合を含む。以下同じ。）の海岸占用料等を指すものと解される。

ア 本県では、海岸法第11条の規定に基づき愛媛県海岸占用料等徴収条例（平成12年愛媛県条例第28号。以下「占用料条例」という。）を制定し、海岸占用料等を徴収することとしている。

海岸占用料等の徴収対象者は、海岸法第7条第1項、第8条第1項第1号、第37条の4又は第37条の5第1号の規定に基づき、海岸管理者（本県にあっては、知事。以下同じ。）による許可を受けた者である（占用料条例第1条）。

イ 前記アの徴収対象となる海岸法上の行為について、占用料（占用料条例第2条、別表第1）に関するものは、次のとおりである。

(7) 海岸管理者以外の者が海岸保全区域のうち公共海岸の土地内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとする（海岸法第7条第1項）。

(4) 海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとする（海岸法第37条の4）。

「海岸保全区域」とは、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置や海岸保全区域における行為の制限等の管理が必要と認め、知事が指定した一定の区域をいい（海岸法第3条第1項）、「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいい（同法第2条第2項）、「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区域のうち海岸保全区域以外の区域をいう（同項）。

なお、海岸保全区域又は一般公共海岸区域において、海岸管理者以外の者が、水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し又は改築し、あるいは、土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為を行おうとするときは、それぞれ海岸法上の許可を受ける必要があるが（同法第8条第1項第2号、同項第3号、第37条の5第2号、同条第3号）、同法第11条は、同法第7条第1項の占用又は同法第8条第1項第1号の土石（砂を含む。）の採取の許可を受けた者から海岸占用料等を徴収できるものと規定し、他の施設等の新設又は改築、土地の掘削、盛土、切土等については、いずれも海岸占用料等の徴収の対象とされていない。

(2) 対象地及び対象地周辺の概況について

ア 対象地は、海岸法第3条第1項の規定により「北浜東海岸」として指定された、愛媛県が管理する海岸保全区域に属するものである（昭和33年3月愛媛県告示第275号参照）。

イ 対象地では、後記エのとおり、昭和57年3月29日の国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく調査（以下「国土調査」という。）の成果による地積の修正等が行われているところ、当該国土調査の成果を踏まえた登記に伴い閉鎖された旧公図（閉鎖され

た地図に準ずる図面の写し（愛媛県越智郡菊間町浜甲511番及び甲512番の請求に対し、平成30年5月11日付けで松山地方法務局今治支局登記官が作成したもの）。以下「旧公図」という。）では、対象地に接する海岸線の形状の特徴が国土調査後の現況と符合しているほか、対象地及び周辺地は「畑」として利用されていたものとして示されている。

一方、「健康福祉環境部に関する措置請求」に関連する請求人発出の「産業廃棄物による海岸の埋立についての質問書」（平成29年11月29日付け知事宛）に添付されていた地図2点（芸予要塞近傍29号明治31年測図（大日本帝国陸地測量部明治33年製版）、昭和35年日本海上保安庁水路部の測量（昭和36年12月1日海上保安庁刊行））等によると、対象地が海面であったことを示すものとなっている。

ウ 請求人が前記第2「1 証拠の提出及び陳述」の際、対象地は、昭和55年頃から昭和56年頃までの間に、当時の土地所有者が海面を埋め立てたことにより造成された旨の陳述をしているところ、前記イ及び措置請求書に添付の証拠書類（航空写真2点等）の状況から見て、対象地の大部分は昭和55年10月頃から昭和57年3月29日までの間に、私人が土砂等を投入したことによる海没地の復元がされたものと推測される。

エ 対象地に係る権利関係等は、不動産登記によりおおむね次表のとおり公示されており、畑から雑種地への地目変更や昭和57年3月29日の国土調査の成果による地積の修正等を経た上で、私有財産であることを前提に、根抵当権や抵当権の設定、担保不動産競売、売買による所有権移転等が行われ、現在に至っている。

	浜1454番1の土地	浜1454番2の土地
昭和18年 (月日不詳)		・畑から雑種地への地目変更
昭和20年 (月日不詳)	・畑から雑種地への地目変更	
昭和52年3月1日		・上記地目変更に係る登記日付
昭和52年3月30日		・地番表記の変更 ・他1筆(175㎡)との合筆に伴い、地積を337㎡から512㎡に修正 ・合併による所有権登記(所有者:A株式会社)
昭和55年10月20日	・上記地目変更に係る登記日付	
昭和57年3月29日	・他5筆(計62㎡)との合筆 ・地番を現在の表記に変更 ・合併による所有権登記(所有者:A株式会社) ・上記合筆及び国土調査の成果により、地積を26㎡から13551㎡に修正	・地番を現在の表記に変更 ・国土調査の成果により、地積を512㎡から548㎡に修正
平成12年12月11日	・差押(債権者:大阪府)	同左
平成14年4月25日	・差押(債権者:株式会社整理回収機構)	同左
平成14年5月28日	・差押(債権者:財務省)	
平成14年6月12日	・参加差押(債権者:愛媛県)	
平成15年2月28日		・差押(債権者:株式会社整理回収機構)
平成15年4月10日		・差押(債権者:中小企業金融公庫)
平成16年5月31日	・差押(債権者:愛媛県信用農業協同組合連合会)	
平成17年3月25日	・参加差押解除(債権者:愛媛県)	
平成17年4月6日	・不動産競売による売却に伴う所有権移転(共有者:B、C)	同左
平成17年7月11日	・売買によるC持分全部移転(所有者:B)	同左
平成17年10月31日	・売買による所有権移転(所有者:D有限会社)	同左
平成27年5月8日	・売買による所有権移転(所有者:有限会社E)	同左

(注1) 本件請求の関係者以外(差押債権者を除く。)は、記号表記とした。

(注2) 表中の日付(登記年月日を除く。)は、登記原因の日付を記載した。

オ なお、対象地内には、平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間をいう。以下同じ。)中に太陽光発電用パネルが設置されているが、後記(3)ア及びイのとおり、当該設置者から海岸保全区域の占用許可申請(海岸法第7条第1項)は行われていない。

(3) 対象地に関する県の対応について

ア 対象地に関しては、現在に至るまで、知事は前記1(イ)イ又はイに係る許可申請を受理したことがない。

この点について、平成29年12月6日付け(受付日は同月7日)で、請求人から、北浜東海岸に係る占用許可申請書、書類受付簿、決裁簿、許可書など保有する全文書について公文書公開請求がされたが、同月18日、知事(主務課 今治土木事務所管理課)は、請求に係る許可等がされていないため文書不存在であるとして、公文書非公開を決定している。

イ 前記(2)オに関して、平成28年6月13日、今治土木事務所に対して請求人以外の者から、海岸法に基づく海岸占用許可申請の要否について照会があり、今治土木事務所は、設置場所が私有地であること等から申請は不要である旨の回答をしている。

ウ 請求人から知事（所管課 港湾海岸課）宛ての平成29年12月6日付け質問書により、対象地のうち浜1454番1の土地は昭和20年頃までに大半が海没地となっていたところ、昭和55年頃に私人が新たに行政上の手続を経ることなく埋め戻した行為は、海岸法等に違反するかどうかとの照会があった。これに対し、港湾海岸課は、平成30年3月28日付け29港第459号「質問書について」（請求人宛ての愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課長回答文書）を发出した。その要旨は、次のとおりである。

(7) 前記質問書にある行為は、海岸保全区域内における盛土に該当し、原則として海岸法第8条第1項第3号の規定に基づく許可が必要であるが、海岸法施行令第2条第12号に定める程度（載荷重が1㎡につき10トン以内）を超えない場合は適用除外となる。

(4) 港湾海岸課及び今治土木事務所が実地確認したところ、対象地における土砂の比重が不明であるため、現地地盤高からは違法性の有無を判定することは困難であったが、少なくとも、一見して明らかに違法と考えられる規模での高さの超過は認められなかった。

なお、前記(7)の規制は、近隣の海岸保全施設の地盤への悪影響を回避するためのものであるところ、海岸保全施設が存在しない対象地は当該規制にはなじまない地域であることに加え、前記埋め戻しの行為から37年以上が経過しており、その間に地権者も幾度も変遷しているため、これ以上の検証は困難である。

(ウ) 対象地の権利関係に関して、港湾海岸課としては、昭和10年代以前において対象地が公有水面であったことを証する公的資料を確認できていないことに加え、昭和57年に国土調査の成果が地籍図として記録されて以降の経緯（前記(2)ウ参照）を踏まえ、今後の事務執行においても、対象地は私有財産であるものとして取り扱う。

2 結果

前記1の事実関係を踏まえた本件請求の監査結果は、次のとおりである。

請求人は、公共財産である海を占有する特別な受益者から海岸占用料等を徴収しないことは、違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実該当すると主張している。そこで、対象地における私人による海没地の復元及びその後に行われた太陽光発電用パネルの設置が、海岸占用料等の徴収権が発生する行為であるかどうかが問題となる。

この点について、対象地が海岸保全区域に属することは前記1(2)アのとおりであるところ、海没地の復元に至る前記1(2)イ及びウの経緯について、請求人は海面の埋立てであると主張しているのに対し、港湾海岸課及び今治土木事務所は、前記1(3)ウ(ウ)からみて、私有財産の復元であると推定しているものと認められる。

対象地については、前記1(2)イのとおり、旧公図に示された海岸線の形状の特徴が現況と符合し、畑として利用されていたものと考えられることから、私人が所有する土地であったものと考えられる。その後、海没地になったものと考えられるところ、海没地が土地と同様に所有権の客体となり得るかが問題であるが、私有の陸地が自然現象により海没した場合についても、当該海没地の所有権が当然に消滅する旨の立法は現行法上存しないから、当該海没地は、人による支配利用が可能であり、かつ他の海面と区別しての認識が可能である限り、所有権の客体たる土地としての性格を失わないものと解されている（最判昭和61年12月16日参照）。

対象地については、海没地であった間、人による支配利用がなされ、他の海面と区別して認識されていたかが不明であるため、次のとおり検討を行った。

(1) 対象地が海没後、所有権の客体ではなくなった場合

対象地が海没後、所有権の客体でなくなると、公共用物である海として扱われ、私人による海没地の復元は公有水面の埋立てに該当するが、前記1(1)イ(7)のとおり、海岸法第7条第1項の規定において対象とされている区域は、あくまでも海岸保全区域のうち公共海岸の土地内であり、請求人が主張する海面には同項の適用はなく、同法第11条及び占用料条例の規定に基づく海岸占用料等の徴収権は発生しない。一方、公有水面である海面の埋立てを行う場合、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定に基づき知事に対して出願し免許を受ける必要があるところ、同法第12条第1項は、知事は埋立てにつき免許料を徴収できると規定しているが、対象地においてはいかなる許可申請等行為も行われておらず、当該免許料の徴収権も発生していない。

さらに、前記1(2)オのとおり、対象地に平成28年度から太陽光発電用パネルが設置されている。当該対象地は、公有水面埋立法による知事の免許を受けていないことから、海面の埋立工事が完成して陸地が形成されても、同法に定める原状回復義務の対象となり得るものであるが、長年にわたり埋立地が事実上公の目的に使用されることもなく放置され、公共用財産としての形態、機能を完全に喪失し、その上に他人の平穩かつ公然の占有が継続したが、そのため實際上公の目的が害されるようなこともなく、公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合には、同法に基づく原状回復義務の対象とならず、埋立地はもはや公有水面に復元されることなく私法上所有権の客体となる土地として存続することが確定し、同時に黙示的に公用が廃止されたものとして、取得時効の対象となると解されている（最判平成17年12月16日参照）。これを本件についてみると、前記1(2)エのとおり、遅くとも昭和57年3月29日以降は、私有財産であることを前提とした取引等が行われてきた事実等からみて、黙示的に公用が廃止され、時効取得されたものといえ、私有財産である土地に海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占有を行う行為については、海岸法第7条第1項に規定する公共海岸の土地である海岸保全区域の占有に該当せず、同法第11条及び占用料条例の規定に基づく海岸占用料等の徴収権は発生しない。

(2) 対象地が海没後も所有権の客体であった場合

対象地が所有権の客体であり、海没地を陸地に復元する行為は、私有財産の土地に対する行為となるが、公有水面埋立法第1条は「公有水面」を「河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流又は水面にして国の所有に属するもの」と定義していることからみ

て、私有財産に同法の適用はなく、海岸法第8条第1項第2号に規定する「水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築」、又は同項第3号に規定する「土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為」に該当することになる。この同項第2号及び第3号に規定する行為は、知事の許可が必要となっているが、前記(1)と同様、同法第11条及び占用料条例の規定に基づく海岸占用料等の徴収権は発生しないことになる。

また、前記1(2)オのとおり、対象地に平成28年度から太陽光発電用パネルが設置されていることについては、前記(1)のとおり、同法第11条及び占用料条例の規定に基づく海岸占用料等の徴収権は発生しない。

(3) 小括

以上のとおり、いずれにしても対象地における海没地の復元及び太陽光発電用パネルの設置に関しては、いかなる公金の徴収権も発生していないのであって、海岸の占用料等が徴収されていない事実をもって、公金の賦課・徴収を怠っているとはいえない。

なお、請求人は、措置請求書及び意見陳述の趣旨からみて、対象地において海岸法に基づき適正に占用許可がされ、又は同法若しくは公有水面埋立法に基づき原状回復が図られるような措置を併せて請求しているとも解されるが、当該措置は、海岸法又は公有水面埋立法が求める一般的な行政上の目的を達成するための行為を指すものであり、地方公共団体における違法又は不当な財務会計行為の自治的、内部的な予防や是正を目的とする住民監査請求の対象とはならない。

第4 結 論

以上のとおり、本件請求について、違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠っているとする請求人の主張には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

平成30年6月6日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
同 大 西 渡
同 梶 谷 大 治

○公表第7号

平成30年4月9日付けで渡部純から提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成30年6月12日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
同 大 西 渡
同 梶 谷 大 治

決 定 書

請求人 今治市 渡 部 純 様

平成30年4月9日付けで提出された「愛媛県東予地方局健康福祉環境部に関する措置請求」について、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

第1 請求の内容

請求人から平成30年4月9日付けで提出された愛媛県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は次のとおりである。

- 1 愛媛県今治市菊間町浜1454番1及び同番2（以下総称して「対象地」という。）には、大量の産業廃棄物が埋められているため、愛媛県東予地方局健康福祉環境部に事実を指摘し善処を求めたが、全体的外れの場所を実地調査した結果に基づき合法であると判断し、当該埋立てを容認したままとなっている。
- 2 対象地においては廃棄物処分場として許可を受けるための審査料は支払われておらず、愛媛県がその請求手続を取っていないことは、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実にあたる。
- 3 このため、愛媛県知事（以下「知事」という。）に対し、対象地における前記審査料の徴収を怠る事実を解消するため、必要な措置を講ずるよう求める。

第2 監査の実施

本件請求は、平成30年4月10日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に定める要件を具備していると認め、同月18日にこれを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成30年5月2日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査実施日

平成30年5月18日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料の確認を行った。

3 監査対象機関

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課（以下「循環型社会推進課」という。）及び愛媛県東予地方局今治保健所（以下「今治保健所」という。）を対象に実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係

監査対象機関に対する監査、関係人調査及び現地調査の結果、次の事実を確認した。

なお、事実の確認に当たっては、請求人から本件請求と同日付けで提出された「愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課に関する措置請求」（以下「港湾海岸課関係措置請求」という。）の内容とこれに関する意見陳述、事実関係等も総合的に考慮した。

(1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料の概要について

請求人が主張する「廃棄物処分場として許可を受けるための審査料」とは、愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号。以下「手数料条例」という。）第2条、別表6の表48の項に規定する産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料（以下「設置許可申請手数料」という。）及び同表49の項に規定する産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料（以下「変更許可申請手数料」という。）を指すものと解される。

なお、以下総称して「許可申請手数料」ということがある。

ア 設置許可申請手数料は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可の申請に対する審査事務に係るものであり、変更許可申請手数料は、廃掃法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可事項の変更許可の申請に対する審査事務に係るものであり、いずれも申請の際に納付すべきものである（手数料条例第3条第5号）。

イ 納付すべき許可申請手数料の金額は、次表のとおりである（手数料条例別表6の表48の項、同表49の項）。

	設置許可申請手数料	変更許可申請手数料
1 廃掃法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可に係るもの	1件につき14万円	1件につき13万円
2 その他の産業廃棄物処理施設の設置許可に係るもの	1件につき12万円	1件につき11万円

ウ 許可申請手数料は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号。以下「平成3年廃掃法等一部改正法」という。）が平成4年7月4日に施行（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成4年政令第217号））され、同日以後の産業廃棄物最終処分場を含む産業廃棄物処理施設の設置が許可制となったことに伴い、愛媛県手数料規則の一部を改正する規則（平成4年愛媛県規則第40号）による改正後の愛媛県手数料規則（昭和28年愛媛県規則第54号。以下「手数料規則」という。）において、設置許可申請手数料（第1条第79号の9）及び産業廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請手数料（第79号の10）として新設されたものである。

なお、手数料規則は、手数料条例の平成12年4月1日施行に伴い、廃止された。

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可に関する法令の変遷について

請求人のいう「廃棄物処分場」とは、措置請求書（添付資料を含む。）の内容や意見陳述の趣旨等を総合すると、対象地がコンクリート廃材、古瓦、鉄筋、建物基礎石等により埋め尽くされていると主張していることからみて、廃掃法第15条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃令」という。）第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）を指すものと解される。

ア 最終処分場について、廃掃法の制定当初は、他の産業廃棄物処理施設とは異なり、設置の際の届出は不要であったところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和52年政令第25号）が昭和52年3月15日に施行されたことに伴い、同日以後に、次の(ア)から(ウ)までに掲げる最終処分場の設置をし、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者には、廃掃法に基づく知事への届出が義務付けられた。

(ア) 廃掃令第7条第14号イに規定する最終処分場（遮断型最終処分場）

(イ) 廃掃令第7条第14号ロに規定する最終処分場（安定型最終処分場）のうち、面積3000㎡以上のも

(ウ) 廃掃令第7条第14号ハに規定する最終処分場（管理型最終処分場）のうち、面積1000㎡以上のも

イ その後、前記(1)ウのとおり、平成3年廃掃法等一部改正法により、当該法律の施行日以後の最終処分場を含む産業廃棄物処理施設の設置をし、又は構造若しくは規模の変更をしようとする行為が届出制から許可制に変更され、許可申請手数料もこれに伴い新設されている。

また、平成3年廃掃法等一部改正法の施行日前に前記アの設置又は構造等の変更の届出を行った場合、原則として、施行日において改正後の廃掃法に基づく設置許可等があったものとみなすこととされた（平成3年廃掃法等一部改正法附則第5条）。

ウ さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）が平成9年12月1日に施行され、前記ア(イ)及び(ウ)に掲げる面積要件が撤廃されたことにより、同日以降においては全ての最終処分場の設置が廃掃法に基づく許可の対象となり、現在に至っている。

(3) 対象地の概況

ア 対象地では、後記ウのとおり、昭和57年3月29日の国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく調査（以下「国土調査」という。）の成果による地積の修正等が行われているところ、当該国土調査の成果を踏まえた登記に伴い閉鎖された旧公図（閉鎖された地図に準ずる図面の写し（愛媛県越智郡菊間町浜甲511番及び甲512番の請求に対し、平成30年5月11日付けで松山地方務局今治支局登記官が作成したもの））では、対象地に接する海岸線の形状の特徴が国土調査後の現況と符合しているほか、対象地及び

周辺地は「畑」として利用されていたものとして示されている。

一方、本件請求に関連する請求人発出の「産業廃棄物による海岸の埋立についての質問書」（平成29年11月29日付け知事宛）に添付されていた地図2点（芸予要塞近傍29号明治31年測図（大日本帝国陸地測量部明治33年製版）、昭和35年日本海上保安庁水路部の測量（昭和36年12月1日海上保安庁刊行））等によると、対象地が海面であったことを示すものとなっている。

イ 請求人が港湾海岸課関係措置請求に係る意見陳述の際、対象地は、昭和55年頃から昭和56年頃までの間に、当時の土地所有者が海面を埋め立てたことにより造成された旨の陳述をしているところ、本件措置請求書に添付の証拠書類（航空写真2点等）等から見て、対象地の大部分は昭和55年10月頃から昭和57年3月29日までの間に、私人が土砂等を投入したことによる海没地の復元がされたものと推測される。

ウ 対象地に係る権利関係等は、不動産登記によりおおむね次表のとおり公示されており、畑から雑種地への地目変更や昭和57年3月29日の国土調査の成果による地積の修正等を経た上で、私有財産であることを前提に、根抵当権や抵当権の設定、担保不動産競売、売買による所有権移転等が行われ、現在に至っている。

	愛媛県今治市菊間町浜1454番1	愛媛県今治市菊間町浜1454番2
昭和18年 (月日不詳)		・畑から雑種地への地目変更
昭和20年 (月日不詳)	・畑から雑種地への地目変更	
昭和52年3月1日		・上記地目変更に係る登記日付
昭和52年3月30日		・地番表記の変更 ・他1筆(175㎡)との合筆に伴い、地積を337㎡から512㎡に修正 ・合併による所有権登記(所有者:A株式会社)
昭和55年10月20日	・上記地目変更に係る登記日付	
昭和57年3月29日	・他5筆(計62㎡)との合筆 ・地番を現在の表記に変更 ・合併による所有権登記(所有者:A株式会社) ・上記合筆及び国土調査の成果により、地積を26㎡から13551㎡に修正	・地番を現在の表記に変更 ・国土調査の成果により、地積を512㎡から548㎡に修正
平成12年12月11日	・差押(債権者:大阪府)	同左
平成14年4月25日	・差押(債権者:株式会社整理回収機構)	同左
平成14年5月28日	・差押(債権者:財務省)	
平成14年6月12日	・参加差押(債権者:愛媛県)	
平成15年2月28日		・差押(債権者:株式会社整理回収機構)
平成15年4月10日		・差押(債権者:中小企業金融公庫)
平成16年5月31日	・差押(債権者:愛媛県信用農業協同組合連合会)	
平成17年3月25日	・参加差押解除(債権者:愛媛県)	
平成17年4月6日	・不動産競売による売却に伴う所有権移転(共有者:B、C)	同左
平成17年7月11日	・売買によるC持分全部移転(所有者:B)	同左
平成17年10月31日	・売買による所有権移転(所有者:D有限会社)	同左
平成27年5月8日	・売買による所有権移転(所有者:有限会社E)	同左

(注1) 本件請求の関係者以外(差押債権者を除く。)は、記号表記とした。

(注2) 表中の日付(登記年月日を除く。)は、登記原因の日付を記載した。

エ 平成29年11月28日、今治保健所が対象地の実地調査を試みたが、対象地は請求人以外の者の私有地として利用されている状況であったため、立入りができなかった。そのため、近傍地から視認したところ、対象地に産業廃棄物が埋められている形跡は確認できなかった。一方、愛媛県今治市菊間町浜1454番2及び同地先において、がれき類と思われる古びたコンクリート片等が散乱している状況を確認している。

また、平成30年5月10日、愛媛県監査事務局が対象地及び対象地地先において調査をし、前記と同様の状況であることを確認したが、後記(4)イのとおり、知事(所管課 循環型社会推進課)は対象地における最終処分場の設置許可申請、設置届出等のいずれも受理しておらず、設置された施設の構造及び設備の内容を証する書類や断面図等の図面を入手していないため、廃掃令第7条第14号イからハまでのいずれの規定に該当するのかという点、及びその構造や規模等の点について、詳細は確認できなかった。

(4) 県の対応

ア 平成29年11月27日、請求人及び関係者1名が今治保健所に来庁し、対象地には産業廃棄物が埋められているが、設置許可を受けた産業廃棄物処理施設があるかとの照会があった。これに対し今治保健所は、設置許可を受けた施設はないが、産業廃棄物の埋設

の事実の有無を確認するための実地調査を行う旨回答した。これを受けて、翌28日、前記⁽³⁾工前段の状況を確認している。

イ 平成29年12月6日付け（受付日は同月7日）で、請求人から、廃掃法に基づく産業廃棄物処分場としての行政上の手続状況を証する申請書類、受付簿、決裁簿、許可書類等の全文書について公文書公開請求がされたが、同月21日、知事（主務課 循環型社会推進課）は、請求に係る申請等がなされていないため文書不存在であるとして、公文書非公開を決定している。

2 結果

前記1の事実関係を踏まえた本件請求の監査結果は、次のとおりである。

請求人は、対象地は大量の産業廃棄物により埋め立てられ、実質的に最終処分場として運用されているのであるから、設置された最終処分場に係る許可申請手数料が徴収されるべきところ、県は公金である許可申請手数料の請求手続を違法又は不当に怠っていると主張している。

しかしながら、前記1(4)イのとおり、最終処分場の設置が許可制となり、これに係る許可申請手数料が創設された平成4年7月4日以後に限ってみても、知事が最終処分場の設置許可申請又は変更許可申請を受理した事実はない。

また、設置許可申請手数料の納付が不要であった昭和52年3月15日から平成4年7月3日までの間における設置届出についても、同様に受理した事実はない。

したがって、対象地においては、設置許可申請手数料、変更許可申請手数料のいずれにおいても徴収に係る前提行為がない以上、徴収権が発生する余地はなく、これら許可申請手数料を徴収していない事実をもって、公金の賦課・徴収を違法又は不当に怠っているとはいえない。

なお、請求人は、措置請求書及び意見陳述の趣旨からみて、対象地において廃掃法に基づき適正に許可がされ、又は原状回復が図られるような措置を併せて請求しているとも解されるが、当該措置は、廃掃法が求める一般的な行政上の目的を達成するための行為を指すものであり、地方公共団体における違法又は不当な財務会計行為の自治的、内部的な予防や是正を目的とする住民監査請求の対象とはならない。

第4 結論

以上のとおり、本件請求について、違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠っているとする請求人の主張には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

平成30年6月6日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫

同 大 西 渡

同 梶 谷 大 治

雑 報

○公示送達

住所不明

勢嶋 助十郎（愛媛県八幡浜市郷3番耕地176番の登記名義人）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部土木管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成30年7月2日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年6月12日

愛媛県収用委員会

会長 高 橋 直 人

平成30年5月30日付け裁決書

○公示送達

住所不明

上田 鹿松（愛媛県八幡浜市郷3番耕地175番の登記名義人）

菊池 キヨノ（愛媛県八幡浜市郷3番耕地175番の登記名義人）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部土木管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成30年7月2日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年6月12日

愛媛県収用委員会

会長 高 橋 直 人

平成30年5月30日付け裁決書